

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-92 その他の灯火等の制限</p> <p>7-92-1 装備要件</p> <p>自動車には、7-62 から 7-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。(保安基準第 42 条関係、細目告示第 62 条第 1 項関係、細目告示第 140 条第 1 項関係)</p> <p>(1) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上 2,500mm 以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。(細目告示第 62 条第 2 項、細目告示第 140 条第 2 項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 側方灯 ② 尾灯 ③ 後部霧灯 ④ 駐車灯 ⑤ 後部上側端灯 ⑥ 制動灯 ⑦ 補助制動灯 ⑧ 方向指示器 ⑨ 補助方向指示器 ⑩ 非常点滅表示灯 ⑪ 緊急制動表示灯 ⑫ 後面衝突警告表示灯 ⑬ 緊急自動車の警光灯 ⑭ 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火 ⑮ 旅客自動車運送事業用自動車の地上 2,500mm を超える高さの位置に備える後方に表示するための灯火(後部上側端灯を除く。) ⑯ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の終車灯 ⑰ 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の空車灯及び料金灯 ⑱ 旅客自動車運送事業用自動車の非常灯 ⑲ 旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの ⑳ 労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)第 1 条第 1 項第 8 号に規定する移動式クレーンに備える巻過防止装置、過負荷防止装置又は過負荷防止装置以外の過負荷を防止するための装置と連動する灯火 ㉑ 緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器 ㉒ 運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器 ㉓ 走行中に使用しない灯火 <p>(2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火(いわゆるコーチランプ)と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。(細目告示第 62 条第 3 項関係、細目告示第 140 条第 3 項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 低速走行時側方照射灯 	<p>8-92 その他の灯火等の制限</p> <p>8-92-1 装備要件</p> <p>自動車には、8-62 から 8-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。(細目告示第 218 条第 1 項関係)</p> <p>(1) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上 2,500mm 以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。(細目告示第 218 条第 2 項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 側方灯 ② 尾灯 ③ 後部霧灯 ④ 駐車灯 ⑤ 後部上側端灯 ⑥ 制動灯 ⑦ 補助制動灯 ⑧ 方向指示器 ⑨ 補助方向指示器 ⑩ 非常点滅表示灯 ⑪ 緊急制動表示灯 ⑫ 後面衝突警告表示灯 ⑬ 緊急自動車の警光灯 ⑭ 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火 ⑮ 旅客自動車運送事業用自動車の地上 2,500mm を超える高さの位置に備える後方に表示するための灯火(後部上側端灯を除く。) ⑯ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の終車灯 ⑰ 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の空車灯及び料金灯 ⑱ 旅客自動車運送事業用自動車の非常灯 ⑲ 旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの ⑳ 労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)第 1 条第 1 項第 8 号に規定する移動式クレーンに備える巻過防止装置、過負荷防止装置又は過負荷防止装置以外の過負荷を防止するための装置と連動する灯火 ㉑ 緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器 ㉒ 運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器 ㉓ 走行中に使用しない灯火 <p>(2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火(いわゆるコーチランプ)と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。(細目告示第 218 条第 3 項関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 低速走行時側方照射灯

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>② 番号灯</p> <p>③ 後退灯</p> <p>④ 室内照明灯</p> <p>⑤ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯及び行先等を連続表示する電光表示器</p> <p>⑥ 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の社名表示灯</p> <p>⑦ 運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器</p> <p>⑧ 運転者席で点灯できない作業灯</p> <p>⑨ 運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置（ON/OFF が容易に確認できる構造のスイッチを含む。）を備えた作業灯（走行装置に動力を伝達できる場合にのみ点灯できる構造のものを除く。）</p> <p>⑩ 走行中に使用しない灯火</p> <p>(3) 自動車（一般乗合旅客自動車運送事業用自動車を除く。）の前面ガラスの上方には、灯光の色が青紫色である灯火を備えてはならない。（細目告示第62条第4項、細目告示第140条第4項）</p> <p>(4) 自動車の前面ガラスの上方には、速度表示装置の速度表示灯と紛らわしい灯火を備えてはならない。（細目告示第62条第5項、細目告示第140条第5項）</p> <p>(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。（細目告示第62条第6項、細目告示第140条第6項）</p> <p>① 曲線道路用配光可変型前照灯</p> <p>② 配光可変型前照灯</p> <p>③ 昼間走行灯</p> <p>④ 側方灯</p> <p>⑤ 方向指示器</p> <p>⑥ 補助方向指示器</p> <p>⑦ 非常点滅表示灯</p> <p>⑧ 緊急制動表示灯</p> <p>⑨ 後面衝突警告表示灯</p> <p>⑩ 緊急自動車の警光灯</p> <p>⑪ 道路維持作業用自動車の灯火</p> <p>⑫ 自主防犯活動用自動車の青色防犯灯</p> <p>⑬ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車に備える行先等を連続表示する電光表示器</p> <p>⑭ 非常灯（旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの又は室内照明灯と兼用するものに限る。）</p> <p>⑮ 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第1項第8号に規定する移動式クレーンに備える巻過防止装置、過負荷防止装置又は過負荷防止装置以外の過負荷を防止するための装置と連動する灯火</p> <p>⑯ 点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことができる構造を有する灯火</p> <p>⑰ 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた可変光度制御機能を有する灯火（尾灯、後部霧灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯又は自動車の後面に備える方向指示器に限る。）及び光度可変型前部霧灯</p> <p>⑱ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている可変光度制御機能</p>	<p>② 番号灯</p> <p>③ 後退灯</p> <p>④ 室内照明灯</p> <p>⑤ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯及び行先等を連続表示する電光表示器</p> <p>⑥ 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の社名表示灯</p> <p>⑦ 運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器</p> <p>⑧ 運転者席で点灯できない作業灯</p> <p>⑨ 運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置（ON/OFF が容易に確認できる構造のスイッチを含む。）を備えた作業灯（走行装置に動力を伝達できる場合にのみ点灯できる構造のものを除く。）</p> <p>⑩ 走行中に使用しない灯火</p> <p>(3) 自動車（一般乗合旅客自動車運送事業用自動車を除く。）の前面ガラスの上方には、灯光の色が青紫色である灯火を備えてはならない。（細目告示第218条第4項）</p> <p>(4) 自動車の前面ガラスの上方には、速度表示装置の速度表示灯と紛らわしい灯火を備えてはならない。（細目告示第218条第5項）</p> <p>(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。（細目告示第218条第6項）</p> <p>① 曲線道路用配光可変型前照灯</p> <p>② 配光可変型前照灯</p> <p>③ 昼間走行灯</p> <p>④ 側方灯</p> <p>⑤ 方向指示器</p> <p>⑥ 補助方向指示器</p> <p>⑦ 非常点滅表示灯</p> <p>⑧ 緊急制動表示灯</p> <p>⑨ 後面衝突警告表示灯</p> <p>⑩ 緊急自動車の警光灯</p> <p>⑪ 道路維持作業用自動車の灯火</p> <p>⑫ 自主防犯活動用自動車の青色防犯灯</p> <p>⑬ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車に備える行先等を連続表示する電光表示器</p> <p>⑭ 非常灯（旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの又は室内照明灯と兼用するものに限る。）</p> <p>⑮ 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第1項第8号に規定する移動式クレーンに備える巻過防止装置、過負荷防止装置又は過負荷防止装置以外の過負荷を防止するための装置と連動する灯火</p> <p>⑯ 点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことができる構造を有する灯火</p> <p>⑰ 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた可変光度制御機能を有する灯火（尾灯、後部霧灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯又は自動車の後面に備える方向指示器に限る。）及び光度可変型前部霧灯</p> <p>⑱ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている可変光度制御機能</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>を有する灯火（尾灯、後部霧灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯又は自動車の後面に備える方向指示器に限る。）及び光度可変型前部霧灯又はこれに準ずる性能を有する可変光度制御機能を有する灯火（尾灯、後部霧灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯又は自動車の後面に備える方向指示器に限る。）及び光度可変型前部霧灯</p> <p>⑱ 法第75条の3第1項の規定に基づき指定を受けた可変光度制御機能を有する灯火（尾灯、後部霧灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯又は自動車の後面に備える方向指示器に限る。）及び光度可変型前部霧灯又はこれに準ずる性能を有する可変光度制御機能を有する灯火（尾灯、後部霧灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯又は自動車の後面に備える方向指示器に限る。）及び光度可変型前部霧灯</p> <p>⑳ 路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える旅客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器</p> <p>㉑ 緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器</p> <p>㉒ 運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器</p> <p>㉓ 制動灯及び補助制動灯（運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合に限る。）</p> <p>(6) 自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（7-62 から 7-91 までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。（細目告示第62条第7項関係、細目告示第140条第7項）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 制動灯 ② 補助制動灯 ③ 後退灯 ④ 方向指示器 ⑤ 補助方向指示器 ⑥ 緊急制動表示灯 ⑦ 後面衝突警告表示灯 ⑧ 速度表示装置の速度表示灯 ⑨ 運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器 <p>(7) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車の後面に備える白色反射物であって、UN R110-03の18.1.8.1.から18.1.8.3.までに掲げるものにあつては、この基準に適合するものとする。（細目告示第62条第8項関係、細目告示第140条第8項）</p>	<p>を有する灯火（尾灯、後部霧灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯又は自動車の後面に備える方向指示器に限る。）及び光度可変型前部霧灯又はこれに準ずる性能を有する可変光度制御機能を有する灯火（尾灯、後部霧灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯又は自動車の後面に備える方向指示器に限る。）及び光度可変型前部霧灯</p> <p>⑱ 法第75条の3第1項の規定に基づき指定を受けた可変光度制御機能を有する灯火（尾灯、後部霧灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯又は自動車の後面に備える方向指示器に限る。）及び光度可変型前部霧灯又はこれに準ずる性能を有する可変光度制御機能を有する灯火（尾灯、後部霧灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯又は自動車の後面に備える方向指示器に限る。）及び光度可変型前部霧灯</p> <p>⑳ 路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える旅客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器</p> <p>㉑ 緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器</p> <p>㉒ 運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器</p> <p>㉓ 制動灯及び補助制動灯（運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合に限る。）</p> <p>(6) 自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（8-62 から 8-91 までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。（細目告示第218条第7項）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 制動灯 ② 補助制動灯 ③ 後退灯 ④ 方向指示器 ⑤ 補助方向指示器 ⑥ 緊急制動表示灯 ⑦ 後面衝突警告表示灯 ⑧ 速度表示装置の速度表示灯 ⑨ 運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器 <p>(7) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であって後方に表示するものを備えてはならない。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車の後面に備える白色反射物であって、8-24-1-1(5)④及び8-24-1-1(6)④に掲げるものにあつては、この基準に適合するものとする。（細目告示第218条第7項）</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>(8) 自動車には、7-62 から 7-91 までに規定する灯火の性能を損なうおそれのある灯火及び反射器を備えてはならない。(細目告示第 62 条第 9 項、細目告示第 140 条第 9 項)</p> <p>(9) 自動車に備える灯火の直射光又は反射光は、その自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものであってはならない。(細目告示第 62 条第 10 項、細目告示第 140 条第 10 項)</p> <p>(10) (1) ②から⑦まで及び⑮に掲げる灯火((1) ④に掲げる灯火にあっては自動車の後面に備えるものに限る。)は、前方を照射し、又は前方に表示するものであってはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた側面に回り込む赤色の照明部を有する後方に表示する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第 62 条第 9 項関係、細目告示第 140 条第 9 項関係)</p> <p>(11) 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、側方灯、昼間走行灯、番号灯、後部霧灯((5) ⑰から⑲に掲げるものに限る。)、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯、後面衝突警告表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの、緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器、運転者席で点灯できない作業灯、運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置(ON/OFF が容易に確認できる構造のスイッチを含む。)を備えた作業灯及び走行中に使用しない灯火(前面に備える駐車灯を除く。)を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならない。(細目告示第 62 条第 12 項関係、細目告示第 140 条第 12 項関係)</p> <p>(12) 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火は、他の灯火と兼用のものであってはならない。(細目告示第 62 条第 13 項、細目告示第 140 条第 13 項)</p> <p>7-92-2 欠番 7-92-3 欠番</p> <p>7-92-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、7-92-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 48 条第 2 項第 1 号関係)</p> <p>(2) 昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、7-92-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第 48 条第 2 項第 2 号関係)</p> <p>(3) 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、7-92-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第 48 条第 1 項関係)</p> <p>7-92-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 48 条第 2 項第 1 号関係)</p> <p>7-92-5-1 装備要件</p>	<p>(8) 自動車には、8-62 から 8-91 までに規定する灯火の性能を損なうおそれのある灯火及び反射器を備えてはならない。(細目告示第 218 条第 9 項)</p> <p>(9) 自動車に備える灯火の直射光又は反射光は、その自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものであってはならない。(細目告示第 218 条第 8 項)</p> <p>(10) (1) ②から⑦まで及び⑮に掲げる灯火((1) ④に掲げる灯火にあっては自動車の後面に備えるものに限る。)は、前方を照射し、又は前方に表示するものであってはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた側面に回り込む赤色の照明部を有する後方に表示する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第 218 条第 9 項関係)</p> <p>(11) 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、側方灯、昼間走行灯、番号灯、後部霧灯((5) ⑰から⑲に掲げるものに限る。)、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯、後面衝突警告表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの、緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器、運転者席で点灯できない作業灯、運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置(ON/OFF が容易に確認できる構造のスイッチを含む。)を備えた作業灯及び走行中に使用しない灯火(前面に備える駐車灯を除く。)を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならない。(細目告示第 218 条第 12 項関係)</p> <p>(12) 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火は、他の灯火と兼用のものであってはならない。(細目告示第 218 条第 11 項)</p> <p>8-92-2 欠番 8-92-3 欠番 8-92-4 適用関係の整理</p> <p>7-92-4 の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>(1) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上 2,500mm 以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 尾灯 ② 後部霧灯 ③ 駐車灯 ④ 後部上側端灯 ⑤ 制動灯 ⑥ 補助制動灯 ⑦ 方向指示器 ⑧ 補助方向指示器 ⑨ 非常点滅表示灯 ⑩ 緊急自動車の警光灯 ⑪ 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火 ⑫ 旅客自動車運送事業用自動車の地上 2,500mm を超える高さの位置に備える後方に表示するための灯火(後部上側端灯を除く。) ⑬ 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の終車灯 ⑭ 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の空車灯及び料金灯 ⑮ 旅客自動車運送事業用自動車の非常灯 ⑯ 旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの ⑰ 走行中に使用しない灯火 <p>(2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火(いわゆるコーチランプ)と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 番号灯 ② 後退灯 ③ 室内照明灯 ④ 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の方向幕灯及び行先等を連続表示する電光表示器 ⑤ 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の社名表示灯 ⑥ 運転者席で点灯できない作業灯 ⑦ 運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置を備えた作業灯(走行装置に動力を伝達できる場合にのみ点灯できる構造のものを除く。) ⑧ 走行中に使用しない灯火 <p>(3) 自動車(一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車を除く。)の前面ガラスの上方には、灯光の色が青紫色である灯火を備えてはならない。</p> <p>(4) 自動車の前面ガラスの上方には、速度表示装置の速度表示灯と紛らわしい灯火を備えてはならない。</p> <p>(5) 自動車には、配光可変型前照灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火及び非常灯(旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの及び室内照明灯と兼用するものに限る。)、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。 この場合において、点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことのできる構造を有する灯火は、「点滅する灯火又は光度が増減する灯火」とされないものとする。</p> <p>(6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であって後方に表示するものを備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の後面に備える白色反射物であって、UN R110-03 の 18.1.8.1. から 18.1.8.3. までの掲げるものにあつては、この基準に適合するものとする。</p> <p>(7) 自動車に備える灯火の直射光(前照灯にあつては、すれ違い用前照灯の直射光)又は反射光は、その自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものであつてはならない。</p> <p>(8) 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、番号灯、尾灯、後面に備える駐車灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であつて運転者席で点灯できないもの、運転者席で点灯できない作業灯、運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置を備えた作業灯及び走行中に使用しない灯火(前面に備える駐車灯を除く。)を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならない。</p> <p>(9) 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火及び補助制動灯は、他の灯火と兼用のものであつては</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

ならない。

7-92-6 従前規定の適用②

昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第48条第2項第2号関係)

7-92-6-1 装備要件

- (1) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上2,500mm以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。
- ① 尾灯
 - ② 後部霧灯
 - ③ 駐車灯
 - ④ 後部上側端灯
 - ⑤ 制動灯
 - ⑥ 補助制動灯
 - ⑦ 方向指示器
 - ⑧ 補助方向指示器
 - ⑨ 非常点滅表示灯
 - ⑩ 緊急自動車の警光灯
 - ⑪ 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火
 - ⑫ 旅客自動車運送事業用自動車の地上2,500mmを超える高さの位置に備える後方に表示するための灯火(後部上側端灯を除く。)
 - ⑬ 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の終車灯
 - ⑭ 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の空車灯及び料金灯
 - ⑮ 旅客自動車運送事業用自動車の非常灯
 - ⑯ 旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの
 - ⑰ 走行中使用しない灯火
- (2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。
この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火(いわゆるコーチランプ)と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。
- ① 番号灯
 - ② 後退灯
 - ③ 室内照明灯
 - ④ 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の方向幕灯及び行先等を連続表示する電光表示器
 - ⑤ 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の社名表示灯
 - ⑥ 運転者席で点灯できない作業灯
 - ⑦ 運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置を備えた作業灯(走行装置に動力を伝達できる場合にのみ点灯できる構造のものを除く。)
 - ⑧ 走行中使用しない灯火
- (3) 自動車(一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車を除く。)の前面ガラスの上方には、灯光の色が青紫色である灯火を備えてはならない。
- (4) 自動車の前面ガラスの上方には、速度表示装置の速度表示灯と紛らわしい灯火を備えてはならない。
- (5) 自動車には、配光可変型前照灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火及び非常灯(旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの及び室内照明灯と兼用するものに限る。)、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。
この場合において、点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことのできる構造を有する灯火は、「点滅する灯火又は光度が増減する灯火」とされないものとする。
- (6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であって後方に表示するものを備えてはならない。
この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車の後面に備える白色反射物であって、UN R110-03の18.1.8.1.から18.1.8.3.までに掲げるものにあつては、この基準に適合するものとする。
- (7) 自動車に備える灯火の直射光(前照灯にあつては、すれ違い用前照灯の直射光)又は反射光は、その自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものであつてはならない。
- (8) (1) ①から⑥まで及び⑩に掲げる灯火((1) ③に掲げる灯火にあつては自動車の後面に備えるものに限る。)は、前方を照射し、又は前方に表示するものであつてはならない。
この場合において、指定自動車等に備えられた側面に回り込む赤色の照明部を有する後方に表示する灯火と同一の構造を

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、「前方を照射し、又は前方に表示するもの」とされないものとする。

- (9) 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、番号灯、尾灯、後面に備える駐車灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの、運転者席で点灯できない作業灯、運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置を備えた作業灯及び走行中に使用しない灯火(前面に備える駐車灯を除く。)を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。
- (10) 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火及び補助制動灯は、他の灯火と兼用のものであってはならない。

7-92-7 従前規定の適用③

平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第48条第1項関係)

7-92-7-1 装備要件

- (1) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上2,500mm以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。
- ① 側方灯
 - ② 尾灯
 - ③ 後部霧灯
 - ④ 駐車灯
 - ⑤ 後部上側端灯
 - ⑥ 制動灯
 - ⑦ 補助制動灯
 - ⑧ 方向指示器
 - ⑨ 補助方向指示器
 - ⑩ 非常点滅表示灯
 - ⑪ 緊急自動車の警光灯
 - ⑫ 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火
 - ⑬ 旅客自動車運送事業用自動車の地上2,500mmを超える高さの位置に備える後方に表示するための灯火(後部上側端灯を除く。)
 - ⑭ 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の終車灯
 - ⑮ 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の空車灯及び料金灯
 - ⑯ 旅客自動車運送事業用自動車の非常灯
 - ⑰ 旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの
 - ⑱ 走行中に使用しない灯火
- (2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。
この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火(いわゆるコーチランプ)と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。
- ① 番号灯
 - ② 後退灯
 - ③ 室内照明灯
 - ④ 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の方向幕灯及び行先等を連続表示する電光表示器
 - ⑤ 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の社名表示灯
 - ⑥ 運転者席で点灯できない作業灯
 - ⑦ 運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置を備えた作業灯(走行装置に動力を伝達できる場合にのみ点灯できる構造のものを除く。)
 - ⑧ 走行中に使用しない灯火
- (3) 自動車(一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車を除く。)の前面ガラスの上方には、灯光の色が青紫色である灯火を備えてはならない。
- (4) 自動車の前面ガラスの上方には、速度表示装置の速度表示灯と紛らわしい灯火を備えてはならない。
- (5) 自動車には、配光可変型前照灯、側方灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火及び非常灯(旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの及び室内照明灯と兼用するものに限る。)、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。
この場合において、点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことのできる構造を有する灯火は、「点滅する灯火又は光度が増減する灯火」とされないものとする。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>(6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であって後方に表示するものを備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車の後面に備える白色反射物であって、UN R110-03の18.1.8.1.から18.1.8.3.までに掲げるものにあつては、この基準に適合するものとする。</p> <p>(7) 自動車に備える灯火の直射光（前照灯にあつては、すれ違い用前照灯の直射光）又は反射光は、その自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものであつてはならない。</p> <p>(8) (1) ①から⑦まで及び⑬に掲げる灯火（(1) ①に掲げる灯火にあつては自動車の両側面の後面に備える赤色のものに限り、(1) ④に掲げる灯火にあつては自動車の後面に備えるものに限る。）は、前方を照射し、又は前方に表示するものであつてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた側面に回り込む赤色の照明部を有する後方に表示する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、「前方を照射し、又は前方に表示するもの」とされないものとする。</p> <p>(9) 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、側方灯、番号灯、尾灯、後面に備える駐車灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であつて運転者席で点灯できないもの、運転者席で点灯できない作業灯、運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置を備えた作業灯及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。</p> <p>(10) 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火及び補助制動灯は、他の灯火と兼用のものであつてはならない。</p>	